

北海道函館方面公安委員会告示第35号

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第2条の表の6の項の上欄の規定により、北海道函館方面公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務は、次の表の左欄に掲げる路線名に応じ、同表の右欄に掲げる区域において行うものとし、平成19年6月1日から施行する。

平成18年12月1日

北海道函館方面公安委員会委員長 外山茂樹

路線名	区 域
一般国道5号	函館方面に所在する警察署が管轄する地域
一般国道37号	
一般国道227号	
一般国道228号	
一般国道229号	
一般国道230号	
一般国道276号	
一般国道278号	
道道 江差木古内線	
道道 八雲厚沢部線	

改正文（平成21年北海道函館方面公安委員会告示第4号）抄
平成21年6月1日から施行する。

改正文（平成26年北海道函館方面公安委員会告示第40号）抄
平成27年6月1日から施行する。